

同族会社のうち、配当をしない会社に対するペナルティを留保金課税といいます。
今年の5月以降は、控除できる剰余金の配当は、当期中に支払っている額
と、株主総会分も含めることができる。

1) 所得基準：所得等の金額×40%（資本金1億円以下の特定同族会社
は50%）

2) 定額基準：年2000万円

3) 積立金基準：期末資本金の25%相当額

4) 前期末の自己資本比率基準額が30%に達するまでの額（自己資本
が30%未満の中小特定同族会社のみ）

※上記4つのうちの最大の金額までは課されない。

留保金課税不摘要要件の縮小

①設立10年以内の中小事業者→廃止

②前期末の自己資本比率が50%以下の中小法人→廃止

③中小企業新事業活動促進法の経営革新計画の承認を受けた中小企業
者で経営革新のための事業を実施しているもの→2年間延長

※但し①、②も平成19年2月決算までは廃止では無い。

(2006.8.10)